

「原子力事業者としての基本姿勢」(7つの約束) 遵守のための取組の実績 (エビデンスリスト)

項目番号	柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 第2条(基本方針) (最新版:2023年8月11日施行)	柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 別添1 2017年8月25日 原子力規制委員会提出文書	取組 整理番号	第2条 紐付け	別添1 紐付け	取組	エビデンス
0 【前書き】	<p>第2条(基本方針)</p> <p>当社は、7項目の回答等で約束した内容を遵守する。遵守にあたっては、「原子力事業者としての基本姿勢」(以下「基本姿勢」という。)を定める。①</p> <p>発電所における保安活動は、基本姿勢に則り、放射線及び放射性物質の放出による従業員及び公衆の被ばくを、定められた限度以下であかつ合理的に達成可能な限りの低い水準に保つとともに、災害の防止のために、健全な安全文化を育成し、及び維持する取り組みを含めた、適切な品質保証活動に基づき実施する。①</p> <p>保安活動における基本姿勢は、以下のとおり。</p> <p>【原子力事業者としての基本姿勢】</p> <p>社長は、福島第一原子力発電所事故を起こした当事者のトップとして、二度と事故を起こさないと固く誓い、福島第一原子力発電所の廃炉はもとより、福島の復興及び賠償をやり遂げる。</p> <p>社長の責任のもと、当社は、福島第一原子力発電所の廃炉をやり遂げるとともに終わりのなき原子力発電所の安全性向上を両立させていく①。</p> <p>その実現にあたっては、地元の要請に真摯に向き合い、決して独りよがりにはならず、地元と対話を重ね、主体性を持って責任を果たしていく②。</p>	<p>はじめに</p> <p>当社が起こした福島原子力事故により、私たちは、支えて下さった地元の皆さまに塗炭の苦しみを与えました。事故を起こした当事者の代表として、私は、このような事故を二度と起こさないと固く誓い、福島復興、福島第一原子力発電所の廃炉、賠償をやり遂げるため、自ら判断し、実行し(a)、説明する責任を果たしてまいります(b)。</p> <p>福島の方からは、当社が福島第一原子力発電所の廃炉を安全にやり遂げることに、強いご要請を頂いています。廃炉の過程には、処理水をどう取り扱うのか、放射性廃棄物をどう処分するのか、などの課題があると認識しています(a)。</p> <p>新潟の方からは、福島原子力事故の教訓を安全対策等に結びつけるための徹底的な検証を行うことについて、強いご要請を頂いています(a)。</p> <p>こうした地元のご要請に真摯に向き合い、決して独りよがりにはならず、私をはじめ経営層が地元へ足を運び、対話を重ね、地元の思いに配慮しつつ責任を果たすことが、私たちの主体性と考えています(b)。</p> <p>なお、福島第二原子力発電所や柏崎刈羽原子力発電所の今後についても、同様に経営としてしっかり検討・判断してまいります(a)。</p> <p>これまで、当社は、社外に向かって当社の考えをお伝えし、行動を起こしていく姿勢に欠けていたものと自覚しています(b)。同様に、社内においても、こうした姿勢の欠如に起因する部門間のコミュニケーションの悪さが、組織の一体感のなや対外情報発信の至らなさを招いたものと反省しています。このため、私は、組織の縦割りや閉鎖性を打破することにより、社内外に開かれた組織をつくってまいります(c)。</p> <p>また、福島復興、福島第一原子力発電所の廃炉、賠償をやり遂げること、終わりのなき原子力の安全性向上に取り組むことは、当社自身の責任であると改めて自覚します。トップである私が先頭に立ち、現地現物主義で自らの頭と手を使い、主体性を持って様々な課題をやり遂げる企業文化を根付かせてまいります(c)。</p> <p>原子力の安全に対しては、社長の私が責任者です。私はこの責任に決して尻込みしません。この責任を果たすにあたり、協力企業を含め、私とともに安全を担う現場からの声を、トップである私がしっかり受け止め、原子力安全の向上のための改革を進めます。同時に、こうした取組の中で、私の責任で現場のモチベーションを高めていくことも実施してまいります(c)。</p> <p>会長以下の取締役会は、原子力安全監視室、原子力改革監視委員会をはじめとする、原子力の専門家からの指導、助言も踏まえ、私が先頭に立って進める執行の取組を監督する役割を果たしてまいります(a)。</p> <p>こうした決意の下、7月10日の貴委員会における各論点に関して、以下のとおりお答えします。</p>	0-1 (組織内への展開)	①	(a)	●原子力品質保証規程に基づく品質保証活動を通じて、「基本姿勢」を実践	<ul style="list-style-type: none"> ●柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定 ●Z-21 原子力品質保証規程 ●NI-17 セルフアセスメント実施基本マニュアル ・業務計画 ●原子力事業者としての基本姿勢を踏まえた2020年度業務計画及び品質目標の見直しについて ●Z-21・KK-D1-1 柏崎刈羽原子力発電所 品質保証計画書
			0-2 (前書き①)	②	(b)	●地元との対話	<ul style="list-style-type: none"> ●PR-22 広報・広聴基本マニュアル ●PR-22-05 地域の声活用業務マニュアル ・トラブル情報の公表事例 ・立地地域における声の分析結果と評価【MRインプット情報】 ●立地地域をはじめとした新潟県域の方々などに発電所の状況を知っていただき、ご意見を伺う場の構築 ・地域説明会、県域を含めたコミュニケーションブース ・定例所長会見・定例記者説明会 ●「地域の声」による改善・活用 ●社内外へのフィードバック ●「柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会」におけるご意見の傾聴、発電所情報の説明
			0-3 (組織内への展開)	①	(a)	●活動状況についてはマネジメントレビューにおいて確認	<ul style="list-style-type: none"> ●NI-18 マネジメントレビュー実施基本マニュアル ・マネジメントレビュー資料 ・管理責任者(内部監査室長、CNO、CDO)によるレビュー資料 ・発電所長の行レビュー資料 ●NI-17 セルフアセスメント実施基本マニュアル ・業務計画 ・パフォーマンス・レビュー・ミーティング(PRM)資料 ●発電所長の行レビュー事務局ガイド ●KKパフォーマンス・レビュー・ミーティング(PRM)運営要綱
			0-4 (項目4②、7③)	①	(C)	<ul style="list-style-type: none"> ●あいさつ運動 ●社長による現場訪問 ●原子力事故の事実と教訓を伝える全社員研修 	<ul style="list-style-type: none"> ●あいさつ運動 [項目7にまとめて記載] ●社長による現場訪問 [項目7にまとめて記載] ●原子力事故の事実と教訓を伝える全社員研修 [項目4にまとめて記載]
1 【廃炉と復興】	<p>1. 柏崎刈羽原子力発電所を運転する事業者の責任として福島第一原子力発電所の廃炉を主体的に取り組み、やりきる覚悟とその実績を示す①。</p> <p>廃炉を進めるにあたっては、計画的にリスクの低減を図り①、課題への対応について地元をはじめ関係者の関心や疑問に真摯に応え、正確な情報発信を通じてご理解を得ながら取り組み、廃炉と復興を実現する②。</p>	<p>1. 福島第一原子力発電所の廃炉を主体的に取り組み、やりきる覚悟と実績を示すことができない事業者は、柏崎刈羽原子力発電所を運転する資格は無い</p> <p>福島第一原子力発電所の廃炉は、国内外の叡智や、地元をはじめ多くの関係者のご協力を得つつ、当社が主体となり進めます。貴委員会の「福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ」で示されたリスクの低減はもとより、福島第一原子力発電所の廃炉を着実に進めます(a)。</p> <p>福島第一原子力発電所の廃炉を進めるにあたっては、進捗に応じて、地元の方々の思いや安心、復興のステップに配慮しつつ、当社は、主体的に関係者に向き合い、課題への対応をご説明し、やり遂げる覚悟です(b)。</p> <p>これまでの地元の方との対話から、私が感じているのは、風評被害の払しょくに向けた当社の取組は不十分であり、これまで以上に努力して取り組む必要があるということです。当社は、風評被害の対策について、誠意と決意を持って取り組んでまいります。</p> <p>今後、当社は、風評被害に対する行動計画を作成し、「多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会」の場をはじめ、あらゆる機会を捉え、ご説明してまいります。行動計画の作成にあたっては、これまで取り組んできた以下の項目に留まらず、地元の方々のご意見を伺い、幅広く検討してまいります(c)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 福島第一廃炉・汚染水対策に関する国内外への情報提供(b) ○ 福島県産品の購入等に関する取組(c) 	1-1 (項目1①)	①	(a)	<ul style="list-style-type: none"> ●中長期ロードマップ(関係閣僚会議等で議論)やリスクマップ(監視・評価検討会で議論)において工程を提示、全体のリスク低減及び最適化を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ●廃炉中長期実行プラン ●福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ ●福島第一原子力発電所の中長期リスクの低減目標マップ ●福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画 ●福島第一廃炉推進カンパニアニュアルレポート
			1-2 (項目1②)	②	(b)	<ul style="list-style-type: none"> ●原子力に関する様々な情報の公表 ●地域の声の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ●DP-22 広報・広聴基本マニュアル ・トラブル情報の公表事例 ・立地地域における声の分析結果と評価【MRインプット情報】
			1-3 (項目1③)	②	(C)	●風評被害に対する行動計画の策定と遂行	<ul style="list-style-type: none"> ●風評被害に対する行動計画(多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会にて説明) ・「ふくしま」に触れ体験する機会を増やす活動 ・安全性に関する正しい情報等の効果的なPR [項目1-2, 1-4, 1-5にまとめて記載] ・「ふくしま」の生産・流通・消費事業への関わり方
			1-4 (項目1①)	②	(b)	●福島第一廃炉・汚染水・処理水対策に関する国内外への情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ●ホームページ・各種媒体広告等を通じた国内外への情報提供の事例 ・処理水ポータルサイト(5言語翻訳) ・包括的海外モニタリング閲覧システム(ORBS) ・新聞広告、交通広告等 ●視察実績 2022年度14,728名
			1-5 (項目1②)	②	(b)	●廃炉に関する情報発信	●廃炉情報誌「はいろみち」

「原子力事業者としての基本姿勢」（7つの約束）遵守のための取組の実績（エビデンスリスト）

2023年8月31日
東京電力HD株式会社

項目番号	柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 第2条（基本方針） （最新版：2023年8月11日施行）	柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 別添1 2017年8月25日 原子力規制委員会提出文書	取組 整理番号	第2条 紐付け	別添1 紐付け	取組	エビデンス
2 【安全対策】	2. 福島第一原子力発電所の廃炉に必要な資金を確保した上で①、柏崎刈羽原子力発電所の安全性を向上する②。 福島第一原子力発電所の廃炉をやり遂げるとともに、柏崎刈羽原子力発電所の安全対策に必要な投資を行い①、安全性向上を実現する②。	2. 福島第一原子力発電所の廃炉に多額を要する中で、柏崎刈羽原子力発電所に対する事業者責任を全うできる見込みが無いと、柏崎刈羽原子力発電所の運転を再開することはできない 当社は、福島第一原子力発電所の廃炉をやり遂げること(a)、柏崎刈羽原子力発電所の終わりにき安全性向上を、両立してまいります(b)。 現在審査頂いている柏崎刈羽6/7号機の安全対策については、一定の進捗をみていますが(b)、今後要する資金の手当てについては、当社において策定し、主務大臣の認定を受け新々総合特別事業計画でお示した計画に基づき、着実に実行してまいります(a)。 また、今後、追加で安全対策が必要となる場合は、社長である私の責任で資金を確保いたします(a)。	2-1 (項目2①)	①	(a)	●福島第一原子力発電所の廃炉に必要な資金の確保	●第四次総合特別事業計画
			2-2 (項目2②)	②	(b)	●柏崎刈羽原子力発電所の安全対策工事の実施 ●柏崎刈羽原子力発電所の安全対策工事の実施状況の確認	<柏崎刈羽原子力発電所の安全対策工事の実施> ●柏崎刈羽原子力発電所発電用原子炉設置変更許可申請書 ●柏崎刈羽原子力発電所第7号機設計及び工事計画認可申請書 ●使用前事業者検査要領書・成績書 <柏崎刈羽原子力発電所の安全対策工事の実施状況の確認> ●NI-18 マネジメントレビュー実施基本マニュアル ・マネジメントレビュー資料 ・管理責任者（CNO）によるレビュー資料 ・発電所長によるレビュー資料 ●NI-17 セルフアセスメント実施基本マニュアル ・パフォーマンスレビュー・ミーティング（PRM）資料
			2-3 (項目2①)	①	(a)	●安全対策への投資	●第四次総合特別事業計画 ●柏崎刈羽原子力発電所の安全対策工事の予算件名一覧
3 【安全最優先】	3. 原子力発電所の運営は、いかなる経済的要因があっても安全性の確保を前提とする①。	3. 原子力事業については、経済性よりも安全性追求を優先しなくてはならない 当社は、二度と福島第一原子力発電所のような事故を起こさないとの決意の下、原子力事業は安全性確保を大前提とすることを誓います(a)。 私は、安全性をおろそかにして、経済性を優先する考えは微塵もありませんし、決していたしません(a)。	3-1 (項目3①)	①	(a)	●品質方針への明記 (経済性より安全性を優先して行動)	●Z-21 原子力品質保証規程 ・品質方針
			3-2 (項目3②)	①	(a)	●健全な安全文化の育成及び維持 ●安全最優先の意識付け	<健全な安全文化の育成及び維持> ●NI-60 健全な安全文化の育成及び維持に係る基本マニュアル ・安全文化モニタリングパネル ・安全文化の自己評価活動 (10トレイツ43のふるまいについての振り返り、グループ討議) ・安全文化関連活動 (セーフティミッツ等) <安全最優先の意識付け> ●技術者倫理研修資料
			3-3	①	(a)	●マネジメントモデル（ビジョン、ミッション）	●マネジメントモデル ・ビジョン、ミッション
4 【リスク管理】	4. 不確実・未確定な段階でも、リスクを低減する取り組みを実施する①。 社長は、自ら安全に絶対はないということを経営層及び社員と共有する②。重大なリスクを確かかつ速やかに把握し、安全を最優先した経営上の判断を行うとともに、その内容を社会に速やかに発信する①。また、世界中の運転経験や技術の進歩を学び、継続的なリスク低減を実現する③。	4. 不確実・未確定な段階でも、リスクに対する取り組みを実施しなければならない 福島原子力事故を経験した当社の反省の一つは、知見が十分でない津波に対し、想定を上回る津波が発生する可能性は低いと判断し、津波・浸水対策の強化といったリスク低減の努力を怠ったことです(a)。 この反省を踏まえ、当社は、5.で述べるように世界中の運転経験や技術の進歩に目を開き、謙虚に学んで(b)、リスクを低減する努力を日々継続してまいります(a)。 社長である私は、「安全はこれで十分ということを絶対に思っていない」という最大の教訓を、繰り返し全社員に強く語りかけてまいります(c)。	4-1 (項目4①)	①	(a)	●重要なリスク情報に関する取組	●NI-Z33-25-1 重要なリスク情報入手時の対応マニュアル ・重要なリスク情報に関する取り組みの実施状況【MRインプット情報】 ●NI-Z33-25 原子力リスク管理基本マニュアル ・原子力リスク管理会議資料及び議事録（本社、KK） ・リスク管理の評価結果【MRインプット情報】 ●重要なリスク情報を社長へ報告、対応を公表 ・内閣府「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル検討会」による津波評価の事例 ●NE-17-2 新知見情報処理マニュアル ●NI-11-2 事故・故障情報等処理マニュアル
			4-2 (項目4②)	②	(C)	●「原子力事故の事実と教訓を伝える全社員研修」の継続的な実施	●原子力事故の事実と教訓を伝える全社員研修の学習資料 ・安全啓発施設「3.11事実と教訓」構築、全社員研修、アーカイブの整備・活用など
			4-3 (項目4③)	②	(C)	●3.11および8.29に関する諸活動の継続的な実施	●原子力安全改革プラン ●東京電力グループ企業倫理遵守に関する行動基準 ●3.11および8.29の振り返り活動に関する依頼文書
			4-4 (項目5⑤)	③	(b)	●世界中の運転経験や技術の進歩の活用	【項目5にまとめて記載】

「原子力事業者としての基本姿勢」（7つの約束）遵守のための取組の実績（エビデンスリスト）

2023年8月31日
東京電力HD株式会社

項目番号	柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 第2条（基本方針） （最新版：2023年8月11日施行）	柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 別添1 2017年8月25日 原子力規制委員会提出文書	取組 整理番号	第2条 紐付け	別添1 紐付け	取組	エビデンス	
5 【自主的安全性向上】	5. 規制基準の遵守にとどまらず、自主的に原子力発電所のさらなる安全性を向上する①。 現場からの提案②、確率論的リスク評価の活用③、国内外の団体・企業からの学びによる改善④、過酷事故の訓練等⑤を通じて、自主的にさらなる安全性向上を実現する①。	5. 規制基準の遵守は最低限の要求でしか無く、事業者自らが原子力施設のさらなる安全性向上に取り組まなくてはならない 当社は、福島原子力事故に対する深い反省から、原子力の安全性向上について、規制に留まらず、さらなる高みを目指すため(a)、WANO、INPO、JANSIをはじめ各国の団体・企業からの学びを大切に、ベンチマーク等を行い、不断の改善を行ってまいります(b)。 日常の運転・保守の改善や、発電所の脆弱性抽出とその対策実施に対して、PRA（確率論的リスク評価）の活用をはじめ、リスクに向き合い安全性を継続的に向上させるための取組を行ってまいります(c)。 現場では、過酷事故時に対応するためにハード・ソフトの対策を整備し、これをより実効的なものとするため、訓練を繰り返し実施してまいります(d)。 私は、何よりも、発電所のことをよく知る現場からの提案やリスクへの気づきをこれまで以上に大切に、原子力・立地本部長の下で、現場からの改善提案を積極的に受け入れる「安全向上提案力強化コンペ」などの取組を強化してまいります(e)。 今後も、優れた改善提案には、優先的にリソースを配分し、さらなる改善を実現してまいります(e)。	<現場からの提案>					
			5-1 (項目5①)	② (+①)	(e) (+a)	●安全向上提案力強化コンペ	●安全向上提案力強化コンペ実施要領 ●安全向上提案力強化コンペ実施ガイド ・安全向上提案力強化コンペ【MRインプット情報】 ・安全向上提案力強化コンペの採用事例（優良提案リスト）	
			5-2	② (+①)	(e) (+a)	●対話会、パートナーシップ、カウンターパートからの提案	●内部コミュニケーション ガイド ●KKパートナーシップ会議要領 ・対話会、パートナーシップからの提案及び採用事例 ●柏崎刈羽原子力発電所 カウンターパート活動 運用ガイド ・カウンターパートからの提案及び採用事例 ・カウンターパート活動 実績一覧 ・完了CR ・発電所長の行うレビュー 資料	
			5-3	② (+①)	(e) (+a)	●安全推進協議会パトロール結果からの提案	●柏崎刈羽原子力安全推進協議会 会則 ・安全推進協議会安全・防火パトロールからの提案及び採用事例	
			5-4 (項目5②)	② (+①)	(e) (+a)	●安全・品質向上の取組	●安全・品質を向上する活動の事例	
			5-5	② (+①)	(e) (+a)	●本部長表彰、所長表彰	●表彰マニュアル ・本部長表彰、所長表彰の事例	
			<確率論的リスク評価（PRA）の活用>					
			5-6 (項目5③)	③ (+①)	(c) (+a)	●確率論的リスク評価（PRA） ・PRA高度化	●PRA海外専門家レビュー報告書	
			5-7 (項目5③)	③ (+①)	(c) (+a)	●PRAの活用（リスクモニタ、リスク重要度を用いた保全重要度の設定、青旗作業実施時のPRA等による評価）	●NM-51-18 原子力プラント停止中の安全管理マニュアル ・プラント停止中の週間リスク予報事例 ●NE-55-16 重要度分類・保全方式策定マニュアル ●青旗作業実施時のPRA等による有効性評価ガイド ・青旗作業のPRA等評価事例	
			5-8	③ (+①)	(c) (+a)	●PRA等の活用（PRAの教育）	●NH-20 教育及び訓練基本マニュアル ●NH-20-2 原子力部門 現業技術・技能認定マニュアル ・PRA教育資料（eラーニング含む） ・受講実績リスト	
			5-9	③ (+①)	(c) (+a)	●PRA等の活用（PRAの運転員に対する教育）	●運転員に対するPRA教育について ・運転員の教育・訓練基本計画 ・運転員向けPRA研修（研修資料） ・PRA研修の有効性評価について（訓練実績）	
			5-10 (項目5③)	③ (+①)	(c) (+a)	●PRA等の活用（設備ガード）	●安全重要設備保護（設備ガード）運用ガイド ・設備ガード対象及び設備ガード状況等の事例 ・JFAG4210(関連ページ)	
			<国内外の団体・企業からの学び>					
			5-11	④ (+①)	(b) (+a)	●WANO、JANSIによる第三者レビュー	●外部レビュー対応ガイド ●AFI（Areas For Improvement）に対する改善状況 ・マネジメントレビュー資料、発電所長の行うレビュー資料 ●重点セルフアセスメント及びクイックセルフアセスメント運用ガイド ・FSA（Focused Self-Assessment）報告書	
5-12	④ (+①)	(b) (+a)	●原子力安全アドバイザーボード（NSAB） ●原子力安全改革監視委員会（NRMC）	●レビュー結果等の報告書				
5-13	④ (+①)	(b) (+a)	●ベンチマーク (原子力業界内の文献を含む他社、他発電所の調査)	●国内・海外のベンチマーク報告書等（ベンチマーク結果）				
5-14 (項目5⑤)	④ (+①)	(b) (+a)	●運転経験情報（SOERなどの海外情報）	●NI-11-2 事故・故障情報等処理マニュアル ・影響評価書（対応要と判定したOE情報のリスト、KK是正事例）				

「原子力事業者としての基本姿勢」(7つの約束) 遵守のための取組の実績 (エビデンスリスト)

項目番号	柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 第2条(基本方針) (最新版:2023年8月11日施行)	柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 別添1 2017年8月25日 原子力規制委員会提出文書	取組 整理番号	第2条 紐付け	別添1 紐付け	取組	エビデンス			
5 【自主的安全性向上】	5. 規制基準の遵守にとどまらず、自主的に原子力発電所のさらなる安全性を向上する①。 現場からの提案②、確率論的リスク評価の活用③、国内外の団体・企業からの学びによる改善④、過酷事故の訓練等⑤を通じて、自主的にさらなる安全性向上を実現する①。	5. 規制基準の遵守は最低限の要求でしか無く、事業者自らが原子力施設のさらなる安全性向上に取り組みなくてはならない 当社は、福島原子力事故に対する深い反省から、原子力の安全性向上について、規制に留まらず、さらなる高みを目指すため(a)、WANO、INPO、JANSIをはじめ各国の団体・企業からの学びを大切に、ベンチマーク等を行い、不断の改善を行ってまいります(b)。 日常の運転・保守の改善や、発電所の脆弱性抽出とその対策実施に対して、PRA(確率論的リスク評価)の活用をはじめ、リスクに向き合い安全性を継続的に向上させるための取組を行ってまいります(c)。 現場では、過酷事故時に対応するためにハード・ソフトの対策を整備し、これをより実効的なものとするため、訓練を繰り返し実施してまいります(d)。 私は、何よりも、発電所のことをよく知る現場からの提案やリスクへの気づきをこれまで以上に大切に、原子力・立地本部長の下で、現場からの改善提案を積極的に受け入れる「安全向上提案力強化コンパ」などの取組を強化してまいります(e)。 今後も、優れた改善提案には、優先的にリソースを配分し、さらなる改善を実現してまいります(e)。	5-15	④ (+①)	(b) (+a)	●新発見情報	●NE-17-2 新発見情報処理マニュアル ●新発見検討会の実施結果			
			5-16	④ (+①)	(b) (+a)	●ATENA・JANSIの安全性向上に関する取り組み	●(ATENA) ATENAの安全向上策に関する提言への対応 ●デジタル安全保護回路のソフトウェア共通要因故障緩和対策			
			5-17	④ (+①)	(b) (+a)	●JANSIによる現場診断、安全文化アンケート	●健全な安全文化の育成及び維持の状況【MRインプット情報】			
			＜過酷事故の訓練等＞							
			5-18 (項目5④)	⑤ (+①)	(d) (+a)	●防災教育	●NM-59 原子力災害対策基本マニュアル ●NM-59-01 原子力災害予防対策マニュアル ●NH-20-1 保安教育マニュアル ●保安教育・原子力防災導入教育に関する教材・実績			
			5-19 (項目5④)	⑤ (+①)	(d) (+a)	●防災訓練(緊急時演習)	●原子力事業者防災業務計画 ●NM-59 原子力災害対策基本マニュアル ●NM-59-01 原子力災害予防対策マニュアル ●NM-59-02 原子力災害応急対策・事後対策マニュアル ●防災訓練評価【MRインプット情報】 ●緊急時演習の結果(国の評価結果) ●NM-59-03 自然現象等対応マニュアル			
			5-20 (項目5④)	⑤ (+①)	(d) (+a)	●その他の防災訓練 (通報訓練、原子力災害医療訓練、モニタリング訓練、避難誘導訓練、電源機能等喪失時訓練、アクシデントマネジメント訓練)	●NM-59 原子力災害対策基本マニュアル ●NM-59-01 原子力災害予防対策マニュアル ●各訓練の実施結果 ●運転員の操作力量向上 ●情報伝達ミス・誤りに対する抜本対策 ●通報連絡訓練における責任者明確化、チームアップ体制構築 ●当番者通報連絡対応の力量向上 ●通報連絡システムの構築			
			＜その他の自主的安全性向上＞							
			5-21	①	(a)	●マネジメントオペレーション(MO)	●NI-17 セルフアセスメント実施基本マニュアル ●マネジメントオペレーション共通ガイド ●MOの実施状況(四半期報告、MOデータベース)、改善事例(CRデータ)			
			5-22	①	(a)	●定期安全レビュー(安全性向上評価)	●NM-17-1 定期安全レビューマニュアル ●KK1 定期安全レビュー報告書			
			5-23	①	(a)	●気づく力の向上 ●不適合未済での気づきの増加 ●ヒューマンエラー発生数の低減	●NI-11 不適合管理及び是正処置・未然防止処置基本マニュアル ●NI-11-1 CAP業務マニュアル ●NI-17 セルフアセスメント実施基本マニュアル ●NI-18 マネジメントレビュー実施基本マニュアル ●HU(Human Performance) 協働検討会活動計画及び活動実績			
5-24	①	(a)	●原子力安全監視室による原子力安全に係る活動に対するオーバーサイト	●Z-10 職制および職務権限規程 ●原子力安全監視室パフォーマンス評価報告						
6 【社長責任】	6. 社長は、原子炉設置者のトップとして原子力安全の責任を担う①。	6. 原子力事業に関する責任の所在の変更を意味する体制変更を予定しているのであれば、変更後の体制のもとで柏崎刈羽原子力発電所について再申請すべき 当社は、福島第一原子力発電所の廃炉をやり遂げること、柏崎刈羽原子力発電所の終わらなき安全性向上を、両立してまいります(a)。 私が社長就任時に表明した原子力事業の組織の在り方は、法人格が変わる分社化ではなく、社内カンパニー化であり、私が原子力安全の責任者であることは変わりません(a)。 トップである私の目指す社内カンパニー化は、これまでのような情報共有ミスを防ぐなど、縦割りや閉鎖性を打破し、組織を開くという社内のガバナンス強化が目的であり、炉規制法に基づく審査要件に影響するような責任の所在変更は行いません(a)。	6-1 (項目6①)	①	(a)	●原子力品質保証規定に基づく品質保証活動を通じた「基本姿勢」の実践	●柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定 ●Z-21 原子力品質保証規程			
			6-2 (項目7③)	①	(a)	●社長、原子力リーダーの発電所訪問 ●社長、原子力リーダーによる対話会	[項目7にまとめて記載]			

「原子力事業者としての基本姿勢」（7つの約束）遵守のための取組の実績（エビデンスリスト）

2023年8月31日
東京電力HD株式会社

項目番号	柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 第2条（基本方針） （最新版：2023年8月11日施行）	柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 別添1 2017年8月25日 原子力規制委員会提出文書	取組 整理番号	第2条 紐付け	別添1 紐付け	取組	エビデンス
7 【情報一元把握(現地 現物主義に基づく課 題)】	7. 社内関係部門の異なる意見や知見を一元的に把握し、原子力発電所の安全性を向上する①。 現地現物の観点で発電所における課題を抽出し、本社・発電所の情報を一元的に共有し改善することで、安全性向上を実現する①。	7. 社内関係部門の異なる意見や知見が、一元的に把握され、原子力施設の安全性向上に的確に反映されなければならない 当社は、福島原子力事故時の炉心溶融の判定基準の有無に関して誤った説明をしていた問題や、柏崎刈羽6/7号機の安全審査対応における問題などの反省から、経営層を含め、各層が日々迅速に情報を共有するとともに、組織横断的な課題などの情報を一元的に共有するための対策を実施してまいります(a)。 また、発電所と本社経営層の距離をなくすためのコミュニケーションの場を増やし、現場と経営トップが同じ情報を基に、安全を議論できるようにしてまいります。例えば、本社の会議の運営を効率化する等により、私をはじめ経営層が現場に足を運び、直接現場を見て、現場の話を聞く機会を増やしてまいります(b)。	7-1	①	(a)	●各種会議体（異なる意見・知見の反映） ・原子力リスク管理会議	●NI-Z33-25 原子力リスク管理基本マニュアル ・原子力リスク管理会議資料及び議事録（本社、KK） ・リスク管理の評価結果【MRインプット情報】
			7-2	①	(a)	●各種会議体（異なる意見・知見の反映） ・パフォーマンスレビュー会議など	●NI-17 セルフアセスメント実施基本マニュアル ●NI-18 マネジメントレビュー実施基本マニュアル ・安全に関する会議の実施状況【MRインプット情報】 ●KK技術系MM ●プラント情報共有会議 ●NM-51 運転管理基本マニュアル ●NM-51-11 トラブル等の報告マニュアル ●事故・故障等検討会運営ガイド ●1F事故の現場調査・分析情報共有会議
			7-3	①	(a)	●PIM	●NI-11 不適合管理及び是正処置・未然防止処置基本マニュアル ・PIM議事録 ・PICOピア会議議事録
			7-4	①	(a)	●原子力発電保安委員会 ●原子力発電保安運営委員会	●NM-24 保安管理基本マニュアル ・原子力発電保安委員(運営委員)会資料、議事録
			7-5 (項目7①)	①	(a)	●本社・発電所の情報を一元的に共有 ・CRによる情報の一元管理	●NI-11 不適合管理及び是正処置・未然防止処置基本マニュアル ●NI-11-1 CAP業務マニュアル ・CRの起票状況（半期報告） ●NI-18 マネジメントレビュー実施基本マニュアル ・不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況【MRインプット情報】 ・協力企業と協調したHEの低減
			7-6 (項目7②)	①	(a)	●変更管理の運用の徹底	●NI-26 変更管理基本マニュアル ●NI-18 マネジメントレビュー実施基本マニュアル ・プロセスおよび組織の変更実績・予定と変更管理状況【MRインプット情報】 ・変更管理シート
			7-7 (項目7③)	①	(b)	●社長、原子力リーダーの発電所訪問	●社長、原子力リーダーの発電所訪問状況
			7-8 (項目7③)	①	(b)	●社長、原子力リーダーによる対話会	●対話会の実施状況
			7-9 (項目7④)	①	(b)	●本社機能一部移転（柏崎UKビルでの勤務）	●柏崎UKビルでの業務状況
			7-10	①	(b)	●改善する力（現地現物主義に基づき抽出した課題への対応） ・現地現物主義に基づく課題への対応状況に対してベリファイを実施	●重点セルフアセスメント及びクイックセルフアセスメント運用ガイド ・FSA/QSA実施計画書/報告書 （FSA: Focused Self-Assessment, QSA: Quick Self-Assessment） ●NI-12-06 文書の作成管理マニュアル ・適切性確認要領及び適切性確認結果の記録 ●QMSベリファイ業務ガイド ・ベリファイ実施計画書/報告書 ●NI-18 マネジメントレビュー実施基本マニュアル ・現地現物主義に基づき抽出した課題への対応【MRインプット情報】 ・発電所長の行方レビュー資料 ・パフォーマンス・レビュー・ミーティング（PRM）資料
			7-11	①	(a)	●トラブル等の報告対応	●NM-51 運転管理基本マニュアル ●NM-51-11 トラブル等の報告マニュアル ●事故・故障等検討会運営ガイド
			7-12	①	(b)	●原子力・立地本部長、発電所長のリーダーシップ	●経営層からのメッセージ発信 など
			7-13	①	(a)	●ODMプロセス	●運転上の意思決定(ODM)運用ガイド ●Conduct of Operations(運転の実施)添付書類10「監視強化及び不測事態計画」 ・ODM（Operational Decision Making）シート
			7-14	①	(b)	●コミュニケーションの円滑化	●内部コミュニケーションガイド ●KKパートナーシップ会議要領 ●柏崎刈羽原子力発電所 カウンターパート活動運用ガイド ●目指す姿や期待事項の明示 ・KK志の制定 ●直接的なコミュニケーションの場の構築 ・あいさつ運動 ・所員・企業との志対話 ・カウンターパート活動
			7-15	①	(b)	●職場の活力向上	●職場の活力向上のための施策 ・信頼文化醸成活動